

第 4 回 公的弁護制度検討会における論点（案）

1 私選弁護と公的弁護の関係

弁護人の援助を受ける権利の実効的担保のための私選弁護と公的弁護の役割分担

- ・ 「自ら弁護人を依頼することのできない」理由
- ・ 私選弁護が原則であることと公的弁護の選任要件との関係

2 公的弁護制度下での弁護人の選任要件

実体的要件

- ・ 公的弁護制度下での被疑者に対する弁護人の具体的選任要件

（ 弁護人の援助を受ける権利の実効的担保の観点
負担を求められる国民の理解の観点

手続的要件

- ・ 要件審査の方法

その他

- ・ 選任できる人数
- ・ 管轄区域と選任できる弁護士の制限

3 公的弁護制度下での弁護人の選任の始期及び選任の効力の終期

公的弁護制度下における被疑者に対する弁護人の選任の始期

- ・ 逮捕段階か勾留段階か

公的弁護制度下における弁護人の選任の効力の終期

- ・ 公判請求がなされた場合
- ・ 略式命令請求がなされた場合
- ・ 公訴提起されずに釈放された場合
- ・ 家裁送致された場合
- ・ 解任その他

選任の効力が及ぶ事件の範囲

4 公的弁護制度下での弁護活動の在り方

弁護活動の自主性・独立性の確保方策

弁護活動の水準・適正の確保方策

5 公的弁護制度下での弁護報酬の算定方法

捜査段階の報酬の算定方法

公判段階の報酬の算定方法